

<h1>SSKP 脊損 ニュース</h1>	<h1>5 月号</h1>	〒134 - 0085 東京都 江戸川区 南葛西 5 - 13 - 6 社 全国脊髄損傷者連合会 電話 (03)5605-0871
-----------------------	---------------	-------------------------------------------------------------------------------

(社)全国脊髄損傷者連合会 ホームページアドレス = <http://www.zenseki ren.jp/>



昭和五十二年十二月三日第三種郵便物認可  
 平成二十一年五月十五日発行 SSKP  
 通巻第4128号 毎月十八回一・二・三・五・六・七・の日発行

## 〈5月号目次〉

障害者自立支援法の

改正について (その2)

副理事長 大濱 眞... 3

障害者の逸失利益を認めて!

国土交通省交渉 (要約) ..... 6

3 参座談会 大事な役割 (後編)

編集員 仙人 芳子... 12

全国ネット

のぞいてみよう! 生き生き支部活動

編集員 仙人 芳子... 14

車いすに抱かれて (その9)

バリーダンスに引きこまれた

千葉県支部 滝口 仲秋... 16

^事務局レポート^

第64回理事会 (拡大) の報告

専務理事 市川 博... 18

組織部報告・編集後記..... 22

### ▲ホテルラ・スイート神戸ハーバーランド

〒650・0042

神戸市中央区波止場町7・2

TEL 078・371・1111

FAX 078・371・1110

www.l-s.jp

車いす対応客室 1室(ツイ)有

料 金 各種プラン有

お問い合わせください

(資料提供 編集部)

# ムしずにサラサラ 床ずれ予防&ケア

## ソフトタッチユーホー Softouch-UFO

気づかずにムしていることはありませんか？ムしは床ずれの大敵です！

### ソフトタッチユーホー車椅子パッド

時間座位のムしや圧迫を軽減し、身体突出部を保護します。背あて・腰あてにも使えます。レギュラータイプとハードタイプの2種類がございます。裏面は防水加工を施しており水をこぼしても下まで通しません。

ハードタイプは運動選手の方、自操式車椅子をご利用の方や、体重の重い方（80kg以上）の方におすすめです。

長さ×幅×高さ（mm）  
レギュラー：410×460×80  
ハード：390×390×80  
価格/¥14,700（税込）

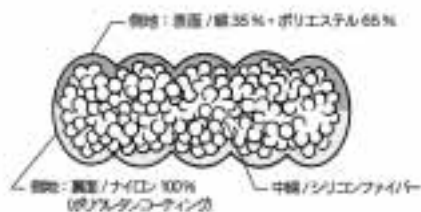


### ソフトタッチユーホーミニパッド

上半身の褥瘡予防に最適な小さめサイズの褥瘡予防マットです。背あてにした場合、背中からお尻までしっかりカバーできます。持ち運びできる旅行用マットとして、また体位返還枕としても便利です。100cmと75cmの2サイズ。



75cm：¥16,800(税込)  
100cm：¥18,900(税込)  
サイズ 長さ×幅×高さ(mm)  
100cmタイプ：1000×450×80  
75cmタイプ：750×450×80



吸圧性・吸汗性・通気性に優れた  
**シリコンファイバー**  
を使用しています

NASAでロケット発射時の緩衝材として開発された、特殊な綿です。保温性があるのにムしず欧米では床ずれ予防用具として大好評です。

**日本ヘルスケア(株)** **お問い合わせ** 【TEL】 **03-3377-2361**

東京都渋谷区笹塚2-21-12 【E-mail】 [jhc@jhckk.co.jp](mailto:jhc@jhckk.co.jp) 【FAX】 03-3377-2214

ホームページもぜひご覧下さい 【URL】 <http://www.jhckk.co.jp/>

# 障害者自立支援法の

## 改正について (その2)

副理事長 大濱 眞

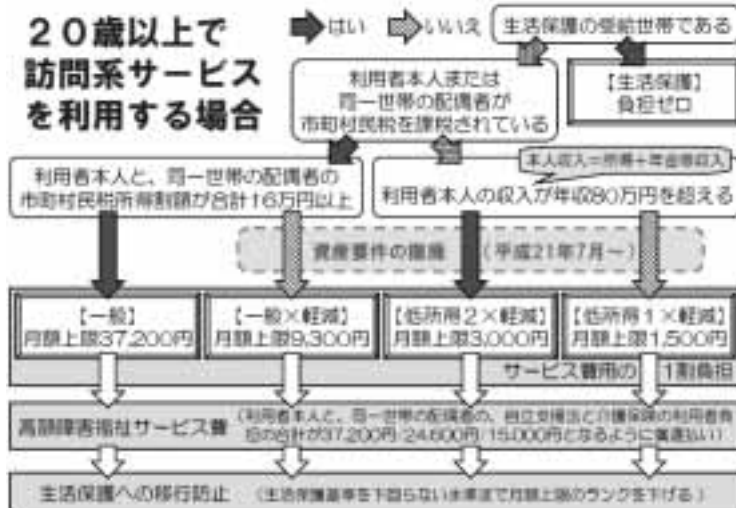
○利用者負担の軽減  
○訪問系サービスの報酬と事業者基準の改定

### 2. 利用者負担の見直し

(1) 平成21年7月以降の利用者負担の見直し

障害福祉サービスや自立支援医療の利用者負担は、平成18年4月の自立支援法の施行以来、その軽減措置が何度か打ち出されてきた。これらの軽減措置は今年3月末で廃止される予定であったが、今年4月以降も継続される。さらに、今年7月以降、負担軽減措置の資産要件を廃止し(下記の図)、心身障害者扶養共済給付金を個別減免の収入認定から除外することによって、軽減措置を拡充

今年7月以降の利用者負担フローチャート



することが予定されている。

### (2) 負担軽減措置の法定化

さらに、平成21年の通常国会に提出される予定の自立支援法改正法案に、

応能負担の条項を改正して負担軽減措置を法定化する(改正法案の公布日から1年半以内に施行)。

高額障害福祉サービス費での負担軽減のなかに補装具費の1割負担を組み込む(改正法案の公布日から1年半以内に施行)。

が盛り込まれる予定になっている。このうち、後者について例を挙げて説明すると、

低所得2で、毎月3,000円の負担上限を超えて障害福祉サービスを利用する、20歳以上65歳未満で単身世帯の脊髄損傷者の場合

↓ 現行

障害福祉サービスの利用者負担3,000円に加えて、補装具費の支給を受けた月については、さ

らに24, 600円の利用者負担が発生する。

↓改正法案施行後

障害福祉サービスでの3, 000円と補装具費の24, 600円で利用者負担のうち、3, 000円が市町村から償還払いされる。

低所得2で、介護保険サービスを利用限度額(要介護5)358, 300円)まで、障害福祉サービスを毎月3, 000円の負担上限を超えて利用する、65歳以上で単身世帯の脊髄損傷者の場合

↓現行

介護保険での35, 830円と障害福祉サービスでの3, 000円の利用者負担のうち、14, 230円が市町村から償還払いされる。しかし、これとは別に、補装具費の支給を受けた月については24, 600円の利用者負担が発生する。

↓改正法案施行後

介護保険での35, 830円と障害福祉サービスでの3, 000

円と補装具費での24, 600円の利用者負担のうち、38, 830円が市町村から償還払いされる。ということになる。若年世代の障害者はあまり恩恵を受けられないが、介護保険サービスを併せて利用する高齢障害者の場合や、成長に合わせて頻繁に車イスを買い換えなければならぬ障害児の場合などでは、大きな負担軽減になるだろう。

### 3. 訪問系サービスの報酬と基準改定

(1)支給決定を受けてもサービスが利用できない

連続長時間の介護を必要とする全身性重度障害者の場合、支援費制度では、日常生活支援(事業者報酬は1時間1, 800円)によるホームヘルプと移動介護(1時間4, 020円)によるガイドヘルプを利用してきた。しかし、平成18年10月の自立支援法の本格施行を機に、これらのサービスが重度訪問介護へと改組された。

重度訪問介護の事業者報酬は、利

用者の障害程度区分によっても変動するが、区分6の障害者が日中8時間利用した場合、1時間あたり1, 665円となっていた。ガイドヘルプを利用した場合でも、1日2, 500円を上限とした移動介護加算がだけである。

このような20%以上の大幅な引き下げによつて、サービス提供事業者はヘルパー確保に苦慮し、重度訪問介護から撤退するものも現れた。このため、障害者が事業者を利用を申し込んでも断られ、「支給決定を受けてもサービスが利用できない」という事態が生じてしまった。従つて、当会としても重度障害者の地域生活の確保の観点からこの深刻な問題を社保審障害者部会に何度も提起した。また、この事例は、既に周知のことと思われませんが同時期(10月~12月にかけて)に読売新聞、朝日新聞、NHKでも報道された。同時に、ロビー活動でも同様の視点より、介護者確保と事業者が撤退することがないような施策の実現を繰り返し要望した。



## (2) 訪問系サービスの報酬改定

このような経緯を踏まえて、今年4月以降、大幅な報酬改定と事業所がより積極的な展開ができるような改善策が打ち出された。(改定に当たっては、当会が連日厚労省と折衝した。)

重度訪問介護を例に挙げると、区分6の障害者が日中8時間利用した場合、事業者報酬は1,891円に引き上げられている。これに加えて、今回の報酬改定から「特定事業所加算」が創設され、一定の要件を満たした場合に事業者報酬が10%~20%上乘せされることになっている。また、障害者が離島振興対策実施地域(離島振興法)、特別豪雪地帯(豪雪地帯対策特別措置法)、振興山村(山村振興法)などの中山間地域に居住する場合、さらに15%の「特別地域加算」も上乘せされた。

これらの報酬引き上げは利用者負担の増額にも繋がる懸念(ただし利用者負担上限額を超過している場合は変わらない)もあるが、これによって「重度訪問介護のサービスが利用できない」という問題が改善されることが先決であろう。

## (3) 事業者基準の緩和

「サービスが利用できない」という問題点に関しては、事業者基準の緩和にも注目しておきたい。

自立支援法でも介護保険でも、ヘルパー事業所は、実務経験3年以上の2級ヘルパーなどの常勤職員からサービス提供責任者を選任しなければならぬ。サービス提供責任者は、利用申込者への説明、派遣ローターシヨンの作成、一般ヘルパーへの技術指導などに従事する中間管理職で、月間サービス提供時間数450時間に一人、もしくはヘルパー10人に一人の割合で配置しなければならない。しかし、たとえば重度訪問介護を1日24時間(11ヵ月744時間)利用する障害者にサービスを提供する場合、たった一人の利用申し込みに応じただけで、サービス提供責任者の必要員数が一人から1.7人増えてしまう。このため、サービス提供責任者の資格要件を充足できる常

勤ヘルパーが足りない事業所では、その増員が足枷になって、特に重度訪問介護のサービス提供を増やすことができない状態が現実となってしまう。

そこで、今年4月以降は、重度訪問介護についてサービス提供責任者の配置基準を従来の半分(月間サービス提供時間数1,000時間に1人)に緩めるのと同時に、介護保険と同様に非常勤職員から選任することも可能となった。配置基準につきましてはその他にも現実的に対応しやすいように見直しを提案し、ほぼ当会の要望が受け入れられた。このように、「重度訪問介護のサービスが利用できない」という問題に対して、重度訪問介護をサービス提供する事業者の参入を促進しなお且つ、現状の実態に則した人員配置基準の側面からも取り組みが行われている。



# 障害者の逸失利益を認めて！

— 国土交通省交渉 — (要約)

出席者

自動車交通局 保障課

高木被害者保護企画官

自賠責保険の後遺障害の認定と加重認定に関する脊髄損傷者及び重度障害者の要望

1. 障害のある人の「逸失利益の喪失」を稼働所得の喪失のみではなく、身体機能の損失、家事能力の損失などの人間本来の能力の喪失の補填等を考慮してください。

2. 脊髄神経系の阻害要因を運動機能別の障害類型に細分化し、その障害に比例した逸失利益の補填をしてください。

3. 事故前に障害がある障害者が、新たに別の部位に障害を生じたケースの「加重」の認定で「被害者」の立証の負担を軽減してください。

4. 身体障害者・知的障害者の逸失利

益の算出根拠を全労働者の賃金センサスを適用してください。

連合会

これは昨年もお願いをされていて、これだけ欠落してしまいました。2年越しの問題です。当会の会員で、昨年、埼玉県で一人の女性がご主人の車に乗っていて後ろから追突されました。そして加害者そのまま、被害者を救助することなく逃げてしまった事件です。女性は当然、頸椎に障害を負って、その結果として家事その他、上肢の障害から来る症状がいろいろ出て、家事については自分でできないのでヘルパーさんを雇うという形になってしまいました。相当障害があるのですが、埼玉の自算会からは障害率0で「加重障害非該当」という決定が出されました。

また、熊本で男性会員が、信号待ちをしていたところへ後ろから追突をさ

れて、その車自身は前に止まっていた車にぶつかるとい形で、前後からサンドイッチの形になって車両は全損の事故でした。

その事例も、下肢だけの障害の人が、やはり上肢に重度の障害を受けて、それで移動すら一人でままならない状態になったのです。これも同じく、自算会是非該当、加重障害に非該当の決定をしてきました。

同事件については、損保ジャパンは86%の逸失利益を認めてくれました。それから、三井海上火災は26%の過失損失を認めてくれました。でもやっぱり自算会だけはまったくゼロでした。要は、古くなった下肢の障害と同一、同一列という言い方をして、非該当の決定をしてきています。

これは、我々障害者にとっては到底受け入れられない話です。ここに来ている人、それぞれ皆さん1級の障害者に変わりないのです。でも残存能力は、すごく差があるのです。でも、ほんどの方が、どんなに障害、新たに障害プラス加重障害になっても、一度「障害者」という烙印を押されてしましますと、「障害者だから逸失利益はないのだ」というところから取り組むこと



高木企画官

は、非常におかしいことなので、これをぜひ改善してほしいと思います。それから、障害の範囲を自分たちが立証するということは非常に難しいのです。障害があったことを証明するのはいいのですが、「障害がなかった」ということを証明するのは非常に難しいのです。このあたりの運用の改善と、それから加重障害について、別表の中で列記されているもの以外に、もう少し柔軟に対応していただけないかということ、今回の要望が組み立てられていますので、よろしく願います。

#### 回 答

私どもの課は補償課、業務は自賠責保険、今100%、10割、民間運用という制度になっております。こうした

自賠責の請求を巡る部分は国の方でやります。そういう意味で今日いただいた要望に国の立場からお答えしたいと思います。

要望項目が4つあります。そちらのほうからお話したいと思います。

1. 障害のある方の不利益項目を逸失利益の喪失だけでなく、身体機能の損失、それから家事能力の損失など、人間本来の能力の喪失の補填等を考慮してくださいという要望ですが、ご案内のように不利益ということとは、事故による被害者の方が被った将来における稼働所得の喪失ということになっていきます。自賠責保険の後遺障害による不利益においては、実は身体機能とか家事能力の損失といった点も、労働能力の喪失とらえております。

具体的には、有職者、仕事をもっている方だけではなくて、家事従事者、専業主婦、それから無職の方、定職に今現在ついてないという方も共通して、年間の収入額が、年間の相当額に應じる額の、高い額です、実質規定以上の所得と見なしていません。それに、別表に定められた総合能力に喪失率を掛けて、さらに就労

年数を掛けて、算出しているということ。スタートラインとしては年間所得、例えば無職の方であっても、その方の年齢の平均収入、これを基礎として設定をしていることもあり。ですので、有職者と家事従事者も共通した土俵で、算定はしているということ。

2. 脊髄神経系の阻害要因を、運動機能別の障害類型に細分化して、その障害に比例した逸失利益の補填をしてくださいということでした。

自賠責保険の認定作業は、支払基準に則って原則、労災保険における障害の等級認定基準に準拠しています。

では、なぜ労災保険に準拠かといいますと、障害の発生原因で後遺障害の認定が、適用の制度によって障害が生じないように、同様の認定結果となるように調整がなされているものと承知しています。

従って、労災準拠として長年これまで運用してきましたので、労災みtainな基準と異なるような細分化するということとは、現在のところは困難ではないかと考えております。

3. 事故前に障害がある障害者の方が、新たに別の部位に障害を生じたケ-

その「加重」の認定で、これで「被害者立証の負担の軽減」です。

自賠償の交渉等においては、認定のために真に必要な後遺障害診断書などの資料を、被害者の方から提示してもらうことはしていません。この後遺障害診断書には、既往障害の部位と程度といった記載欄がございます。事故前に既往障害があれば、新たに、この事故によって障害を生じたケースであっても、同一の部位に新たに障害を生じたケースであっても、一様に後遺障害の認定の際には既往障害の内容を書く風潮が出ております。

両方のケースを見て、われわれとしても、保険会社としても、被害者側に過大な負担をかけているといったような認識はないと聞いております。お話のように、もし過大な負担だと感じているということであれば、どのようなことが負担と感じているか具体的な事例を提示してもらえれば、必要に応じて調査していきたいと考えております。

4. 逸失利益の算出根拠を全労働者の賃金センサスを適用して下さいという要望です。

逸失利益では、事故によって被害に遭った方の将来の損失を算出しておりまして、前提となる年間収入額については、被害者ご本人の事故前の現実の収入額か、あるいは賃金センサスによって求めた男女別の年齢別の平均収入額、あるいは現段階での全年齢平均給与額などを用いて、年間収入額を策定。ですので、保険業者すべての方と一心、同じような扱いをしておりますということですが、賃金センサスの算定の値によって、逸失利益をしているということですが、

3点目にご要望をいただいております、新たに別の部位に障害を生じたケースの加重：、法律上では加重扱いをする、新たな事故などによって加重といったことについて、調整の規定はあるんですけれども、ご要望いただいていた熊本の件ですね。熊本の事例など：の観点から（聞き取り不明）。

事故によって両上肢の痺れ感など、頸部から両上肢の後遺症を発症したという方がおられました。この本件事故による被害の方は両下肢のマヒ、これが既往障害でありましたというふうにあります。

自賠法によるところの別表の第1は、常時介護という形になっており、この図では1番、最高級に該当するという神経系列の機能障害ということは、既往障害としては、このように当てはまるという判断を下した。ということですので、今回の事故によって過分が出れば、これが自賠償の適用になるところですけれども、それと障害を負われた方の自賠償：（聞き取り不明）の人、常時介護を要することに該当するので、加重の余地がないということ聞いております。

連合会

そういう事を言ってしまうと、例えば、今はおやめになられた方で八代英太議員を引き合いに出してはいけないかもしれないけれど、あの方だって、まさしく今、別表1の1級の障害者です。でも国会議員までやって、年間1億近い所得を得ているじゃないですか。得ていたと思慮されるじゃないですか。そういう方が、この方のように首の障害を負って、まったく働くことができなくなったら、それはまさしく障害は加重されたのであって、逸失利益もそこに確実に存在するじゃないですか。それを自賠償は認めないですか。



回答

今申しました、多分：（聞き取り不明）11号、自賠償の等級：（聞き取り不明）という規定がございますけれども、そこに当てはめて…。

連合会

でも、あの方たちは別に交通事故で負傷した訳ではないので、自賠償については一銭も払われていないじゃないですか。そうでしょ。だとしたら新たに交通事故によって障害が増したとしたら、その部分は当然、自賠償で保障されるべきではないですか。

最初の女性の方、埼玉の方についてはハッキリ分かっていることは疾病ですよ、病気で下肢に障害を負った人が、交通事故で新たな被害を受けた。それがどうして交通事故、加害者から見ても事故を起こしたときの保障をするために自賠償に入って、また任意保険に入っているのに、任意は出されて自賠償だけは障害について出さないというの、そこは、何を根拠にしてそうおっしゃるんですか。じゃあ保険なんか入っている必要もないし、障害者にぶついたら逃げ得じゃないですか。

連合会

別表1で、最高だということですよ

てを作っちゃって、新たに今まで使えたところが使えなくなっても保障ができないということ、それはどういふふうにお考えなんでしょうか、別表1ですべて括弧ということ自体がおかしいと思います。自賠償保険についても、あくまでも既存は既存の状態で、また新たに発生したものは新たに発生したので、いいんじゃないかと思えます。

回答

でも多分別立てであればそれは補償になるのでは…。熊本の例で言えば、もともと両下肢のマヒですよ、だから神経系統の。

連合会

脊髄は1本なんです。例えば腰をやって両下肢が歩けなくなると車イスに乗っていて、次に頸髄をやって手が動かなくなっても同じ脊髄損傷なんです。だから、そういう括りになるのですかと言っているんです。

回答

今の制度では同じになっちゃってしま…

連合会

分かりました、じゃ逆に聞きます。1級1号の重度の既往障害を持っている人は、どんな事があっても損害賠償はないんですか。

回答

他の系列に、1級1号の方が事故に遭われて他の系列に、例えば、欠損とか、手をなくすと、

連合会

我々、今生活の中で一番苦労しているのは何かというと、最初の1級障害の部位で苦労している訳です、部位で。脊髄がありますよね、この下の方で欠損があつてマヒしてしまうと、その下から全部マヒしてしまいます。だから腕は普通なんです。普通の人より力は強くなる。こんな体でも、パラリンピックで見たことあると思うけれど、これで、いろんなことができるのです。それでも1級1号なんです、労災は。その人が、今度は、その脊髄の上部の頸髄のあたりをドンとやられたと。同じですよ、だからこの筋肉はもうなくなってしまう。それでも出さないということですか。

私は、最初からそれを心配していません。1級1種の障害を負った、労災でも1級1号の障害。これ以上どんな事があつても、この上をやるのが下をやるのが脊髄関係の障害が起こった場合には、保障されない。だけど、腕1本取つたら、利かない腕1本取つたら、

「それは出しますよ」というのはおかしいでしょう。決め方に問題があるんじゃないですか。

だから、今日のお願いは、これはおかしいのではないですかといっている訳です。そういう障害者はもう何の価値もないといつことですかと、脊髄やつた場合は。われわれ毎日、日々、全員苦勞しているのは、障害の部位の上か下かのことで苦勞してるんです。下部損傷の人は、上は筋肉隆々で何でもできますけれども、下は尿意も何も全部だめなんですよ、直腸・膀胱障害なんです。だけど、四肢マヒの人は、直腸・膀胱障害あるけれども、そういう人は軽いとか、あるいはちよつと「オシッコが分かるんだよ」とか、そういう事で日々何十年も暮らしてきて苦勞しているわけです。だけど「もう一緒だよ、どうあつても、こうあつても、変わるないよ」という事になるとね…。当事者の立場に立っていただかないと、ぜんぜん前進しないとします。これはおかしいと考えていただかなければ、進みませんよ。

オリンピックのバスケットの選手が、ドーンと後ろから追突されました。それで手のほうが利かなくなりました。

バスケットはできません、オリンピックの選手もやめなさいけません、職業もやめなさいけません。それでもそれは同じなんですか。

それは明らかに差があるじゃないですか。今まではバスケットで一流選手だと、プロの選手だと、しかしそれができなくなった。それでも一緒ですか。それはどういふ決め方をしているんですかと私たちは言いたい。

こういう問題提起されて受けるのは初めてですか。加重障害に対してどうのこうのというのは。先ほど聞いていただいた要望項目の1番2番に対しては、これは普通一般の人に対する返答だと解釈したんです、障害者じゃなく。加重障害というのは、昨日箸でご飯食べれた、ところが追突されて首を痛めたおかげでご飯が食べれなくなつたんです。

それだけの差が出るじゃないですか、明らかに、そのことを申し上げている訳です。

私は35年前、1級1号の障害を負つたときに一番それ心配だった。その頃は疑問だけで済ましていたんですけれども、時代は変わって、今こういう1級1号の人がどんどん社会へ出て

活躍するようになったんです。そうすると今度、やっぱり同じように追突される場合があつたりするわけです。

この埼玉の女性の方は、主婦で家事をやっていた。それができなくなった。明らかに差がありますよ。でも認定、これは今までもおりですなと言われたら、どうしようもないじゃないですか。もう1級の人は最初から寝てればいいのかということになります。

今、1級の人が普通のように働くようになった時代なんですよ、そのことを考えれば明らかに差が出ますよ。多分、35年前は、「ああ、もう1級だからみんな全員寝たきりだ」という括りをしていたと思います。それだったら、ぜんぜん社会的な環境でお金使う必要は何もありませんよ、寝たきりなんだから、出かせないんだからバリアフリーにする必要はないです。だけど、国でそれだけお金をかけてバリアフリーにして「どんどん出なさい」という時代ですよ。で、出て行った、出て行ったところでドーンとやられた、当然それは加重障害ですよ、常識から考えても

回答

それは十分に分かりますし、昭和30年に自賠法が成立して…。

連合会

昭和30年でしょ、30年といったら死んでましたよ。私たちの先輩は全部死にましたよ。

回 答

労災の考え方が、労災の認定も同様だと思つたのです。労災が変われば、自賠法は変わってくると思います。

でも自賠責は自賠責ではないかという声を聞くことも多く、障害者の皆さんからもあります。しかしながら認定は、労災に準拠した考え方でこれまできております。

連合会

それでも構わないですよ。ただ法律が、それだつたらもう、全廃なんだから、廃失者だからそういう事はあり得ない。さらに加重するということはありません。問題はそれから発生して30年です。問題はそれから発生してきたんですよ。その問題が発生した時点で、法律を変えなきゃいけないと言っているわけです。だから今ここでどうのこうのと、多分言えないと思います。ただどね、これに穴を開けていけないと、届かないでしょ、私たちの言い分が。

回 答

我々も忘れてはいけない行政側の車の全加入者に対して、損害賠償補償法が普通の不法行為と違って、あくまで事故が起きて賠償の責めにあつて、被害者のほうは、補償責任は、民法では加害者側にあるとされています。つまり保険会社のほうがきちつと委嘱するということ、認定にあつては、われわれもその背景はどうなっているのか、ということをお聞きしないと、コミュニケーションが進まないの、加害者側の代理である保険会社側は被害者保護の観点で、法律ができていたということを前提としてはあります。ただ、やはり古い法律なので案件部分や、それまでの問題は内包されているとは思っております。

連合会

今回は、こういう問題がありますよという事を提起したわけです。だから受けた方は将来において、例えば見直しを、委員会でも何か立ち上げてやらなくちゃいけないとか、そういうお考えはどうなんですか。

回 答

その自賠責法が、平成16年、政府が社会保険制度が、10割民間が運営して

いて新しい仕組みを作ったり、大改正をしたところですよ。その5年後に国会採決がありまして、制度の見直しを議論しましょうということがありました。今回のこの問題は5年後の見直しの中では却下ということですけども、毎年その後フォローアップをしていく還付の段階的な形でやっておりますので、これは自賠責審議会の委員であるとか、被害者団体、特に重度障害の方とか高次脳障害、フォローアップでこういう問題も取り上げております。

連合会

私たちを呼んでください、そのとき。高次脳障害だけじゃなくて。

回 答

こちらの団体様は自賠法改正の時に、いろいろご意見をいただいたり、国会議員の先生のほうから、お話があったと思います。別に特化している訳ではありませんので、そういう議論もありません。取り上げるかどうかというのを、そういうことをもって行政側は普段の見直しやらフォローしていくこともやっておりますので、ちょっと問題提起をします。

連合会

ぜひ、やって下さい。

(終)

3人以上参加すれば  
座談会になるよー

# 後編 大事な役割

編集員 仙人 芳子

ーパソコンに、お強い澤藤さんは最初  
どんな覚え方をされたんですか？

澤藤 パソコンは入院してリハビリし  
てた頃から遊んでたかな？

ー苦手なわたしなんか、痩せましたよ、  
覚えるのに(笑) どう遊ぶの？

澤藤 グラフィック的なところから入っ  
たんだよね、おもしろいなーって。

ーエー最初から、絵や図形、描いたり？  
酒井 さすがだね。俺もいまだにパソ  
コン、気楽につきあえないよ(笑)

澤藤 20年以上前だから、まだパソコ  
ンって、専門家に限られるってことあつ

たんですよ。文字はワープロ、高度  
な表現はコンピュータなんて感覚だつ  
たでしょ。神奈リハの作業療法の一貫  
として使い始めたんです。

ー遺伝子から違う(笑) 教えてます？  
澤藤 川崎市民障害者向けのコンピュー  
タ講座で学び情報処理の国家資格も取つ

たので、10年くらいワープロやパソコ  
ンの教室を持つてたんですが、今は介  
護支援事業を立ち上げているので、週  
一回だけ療護施設のピアカウンセラー  
をする際にパソコン教えてます。

ー理事長も頼りまくってますよ(笑)

「会報ちば」最新号に、酒井さんが、  
会員さん訪問記を書かれてましたね。

中内さんと続けておられるんですね。

酒井 会員さんは年々増えるし、息長  
くお訪ねできたら、と。直接、お会い  
できると、生き方の深さに打たれて二  
人とも逆に元気をいただけるんですよ。

ーいいですねー。明るく暖かいお二人  
が訪ねてくださるなんて。玉木さんも  
会員さんの事件がらみの相談をうけて  
くださってますね、北から南まで。

玉木 障害を持ちながら別の事件に遭  
遇する、というのは、本当に色々な問  
題をはらんでいて、なかなか解決でき  
ない。犯罪被害の支援に関わってきた  
自分が少しでも手助けできないか、と  
いう気持ちがあります。酒井さんのよ  
うに、会員が会員さんをお訪ねできる  
というのも大事ですよ。僕も入院中、  
竹前さん(前長野支部長)に訪ねても  
らえて、そのときいただいた嬉しさを  
誰かに返せたら、いつも思います。

ー心理のプロより、同じ苦しみを越え  
た者のほうが理解できますものね。

玉木 なかなか同じ目線に立つ、とい  
うのは実際、難しいですけどね、仲間  
同士のピアといっても。いつもそのこ  
とを自分に問いかけています。

ー皆さんのおケガの状況は？

酒井 忘れもしない、こどもの日(笑)  
会社から出向で、ディーゼル機関車の  
引込み線の連結作業なんかをやってて、  
雨で足がすべり、連結部分に飛び乗り  
そこねて、機関車の下に入っちゃった。  
娘もまだ小さかったのに。





玉木 一成 さん  
長野県支部  
C-6、7



酒井 正則 さん  
千葉県支部  
L-4、5



澤藤 充教 さん  
神奈川県支部  
C-4

—こどもの日がお辛い日なんて！  
玉木 僕は機械の組み立て工場で電気  
工事中に変電室から5m転落。クレー  
ン用の電車のレール上に首が当たって  
頸損になりました。  
澤藤 僕は高2のときにラグビーで。  
その場で全身が動かないのはすぐわかっ  
たけど、3か月もなにも言ってもらえ  
なかつたんで、修学旅行までには治し  
てよ、なんて言ってる。  
玉木 告知からの立ち直りは？  
澤藤 神奈リハに移って、リハビリや  
るよ、つていわれたところから、他の人  
の状況をみたり、看護士さんの反応な  
んかで、理解しましたね、今の状況を。  
—で、次の大学進学はすんなり？  
澤藤 クルマで通える大学を総あたり  
したけど受け入れてもらえなかつた。  
酒井 今ならもう少し違っただろうね。  
澤藤 20年以上前ですからね。OKが  
でた自由な学風を大事にする和光大学  
に入った。図書館しかエレベーターが  
なくて、特にバリアフリー化されてた  
わけじゃないんです。でも大学は必ず

人がいるところだからね。2階や3階  
で講義があれば、通りがかりの学生に  
声をかけて上げてもらってました。無  
理ダという勝手なバリケードを張らな  
ければ、どこでも行けるんですよ。  
—それこそが、バリアフリーの原点で  
すよね。最後に今後の抱負を！  
酒井 どんなことでも実行力がともな  
わないとね。地道にできることを実践  
していきたいね。  
玉木 そうそう。何か活動することで  
基盤が強くなるから、目に見える形で  
なにかを提示していかないとね。一方  
通行で終わってはいけない。  
澤藤 そうですよ。僕も全脊連のメー  
リングリストをつくったときに、それ  
が活発な意見交換の場になるといいな  
—と思っただけで、なかなかね。ま、  
気長に期待してますので、皆さん気軽  
に活用してください。  
—わたしたちにとって、欠くことで  
きかない大事な役割を受け持ってください  
ている皆さん、どうぞ、これからも、  
充実のご活躍を！



## 秋田県 支部



雪の季節も屋内競技場で活動する東北のゲートボールは盛んです。今でも、毎週練習中。ただ、これには別の目的もあってね。いかにプロック大会や総会に会員の皆さんが積極的に参加してもらえるか、その呼び水になれば、と。この写真は、地域の皆さんも誘っての秋田県支部の練習風景。最近は女性や手の力が弱くゲートボールに参加しづらい方のために「ボツチャ」も取り入れています。



## 石川県 支部



うちは軟派から硬派まで、色んな活動をしています。この2枚の写真は、去年7月の研修会「金沢市内（兼六園）バリアフリー点検」のときのもの。こういうまじめな研修会でも、のほほんとした気分が漂うのもうちの特長。気楽に参加しやすいよ。（兼六園）は、観光地ミシユラの三つ星に輝いています。一度行ってみまっし！



## 栃木県 支部

県庁の新庁舎見学や医療セミナーなど、バラエティーに富んだ活動をしている栃木県支部。上の写真は、中古パソコンを福祉関係に寄贈活動するNPO法人「イーパーツ」からプレゼントされたパソコンで、楽しく開くパソコン教室。下は恒例の支部春のレクリエーション（ボーリング大会）です。スポーツから福祉活動まで幅広い活動を楽しみにあなたも参加しませんか？



九州ブロックは各支部が仲良く、大会などで地球規模の友達もできるよ。上の写真左は宮崎県の矢野支部長。下は数年前、鹿児島を訪れた米国の皆さんと車いすゲートボール交流会をしたときのものです。

## 宮崎県支部 鹿児島県支部





# 車いすに抱かれて (その9)

## バリードダンスに引きこまれた

千葉県支部 滝口 仲秋

バリード島はまさしく熱帯だ。早朝、ホテルのカーテン越しに見られる海原は、これが地球上の景色かと疑うほど見事だ。日の出前の空は、言葉に表現できないほどの見事な茜雲に蔽われ、さんご礁の内海も淡い茜色に染まっている。まだ色をつけない椰子のシルエツトとマツチし、実に神秘的な風景だ。

病後は、永久に見られなれな思ったバリードダンスへの誘いが強くなっていた。南北に走る道は、デンパサルとウブドを結んでおり、道の両側には、椰子の木 黒い屋根に、煉瓦色の家：など印象に残る熱帯特有のエキゾチックな美しい雰囲気漂わせている。

まずはバロン・ダンスの観賞だ。舞台の下手に、ガメランというバリード特有の楽器を鳴らす集団が位置し、エキゾチックなメロデーを終始奏でていた。バロンは日本の獅子舞と良く似た聖獣だ。善・聖なるものの象徴だ。その反

対側にランダがいた。悪・邪悪の象徴だという。ガメランの演奏にのり、良い魂を表す動物バロンと悪い魂を表す動物ランダが、終わりのない戦いを巧みに行くと日本語の説明書に書いてある。私には台詞は意味不明だったが、ストーリーはおおかた決まっているようだ。

ガメランの音色は

「ガラーン ガラーン

チーン チーン …… ……」

と、間延びして聞こえるが異国情緒たっぷりだ。目をつぶって聴いていると優雅であり現の世界では考えられない響きがあった。唯一、動く手を無意識に上げ、手おどりを始めてしまった。

会場の出口で、原住民達が賭博(トランプ使用)らしきものを開場していた。恐る恐る近づいていった私に、手まねきして仲間入りを呼びかけている。「スラムツ・シアン(今日は)」



貧弱なりフトバスと左奥の賭博場

「スラムツ・シアン(今日は)」とあいさつを交わしたまではよかった。その先の交流は、旅行会社のB添乗員さんにさえぎられた。海外に出かけて間のない私には、その先へ飛び込んでいく勇氣は、この時分にはなかった。なんだかダンスに登場した悪い動物ランダに強烈に誘惑された気分だった。JALAN SULI(ジャランサリ)にあるケチャック・ダンス会場に着いたのは、スコールが止み、空が茜色に染まる夕刻だった。通路はスロープになっており、最前列に車いすをつけてくれた。舞台中央の炎が、暗闇に浮き出ると、それを合図に上半身裸・黒白の格子模様の腰巻着用の青年たちが現れた。その人数三十名というところか。



「ケチャ、ケチャ」「ケチャ、ケチャ」  
 「……………」  
 と、叫びながら定席につく様子は、まさに神秘の一言に尽きる。きらびやかな衣装を身に着けた王子ラーマ、王女のシタ、弟のラクサマナの周辺で一心不乱に

「ケチャ、ケチャ」  
 と、叫んでいる。この光景は、バリーを代表する芸能の一つで、別名モンキーダンスと呼ばれるそうだ。この《男性たちのリズムカルなコーラスは、そもそもサンヒャン・ドウダリという儀礼舞踊の中で、踊り子をトランス（催眠）状態に導くために唄われ、外部の人間には見ることでできない秘儀》だと日本語の説明書に書いてある。たいまつの炎の中、幾重にも折り重なる声、男達が震わす腕のシルエットは、原始の記憶を呼び起こすような気合いと迫力に満ちていた。観客の視線の多くが、汗まみれになった青年たちの背中に近づいたのは確かだ。私は他の観衆を思いやることは一切忘れてしまったほど興奮した。いつのまにか  
 「ケチャ、ケチャ」「ケチャ、ケチャ」  
 「ケチャ、ケチャ」「……………」  
 と、限りなく続く声に魅了されていた。いつのまにやら、大口を開け青年たちと一緒に叫んでいた。こんな車いすユ-



叫び続ける青年たち

ザーを見つけ、観客たちは、どんな生育歴の持ち主が茫然自失したことだろう。会場の出口にあつた洋式トイレは狭く、車いすが向きを変えることはできなかつた。おまけに、手洗いはポリバケツの水で処理する始末。これも南国土産の一つか。

ケチャツク・ダンス鑑賞後、夕飯にありつけたのは、20時を過ぎていた。アビアンボガというレストランで、バリーの代表的な踊りレゴン・ダンスを見ながら、どでかいキンググロブスターがメインだったディナーを楽しんだ。

宮廷舞踊として踊られてきたレゴン・ダンスは、色鮮やかな衣装をまとった女性たちが繊細な動きを見せる優美な踊りだ。踊りは、時にユーモアがあり話の筋がよく分かつた。

ダンサーは、目をカツと見開いたまま、独特のしぐさで踊る。色とりどりの衣装に身を包み、美しいダンサーが次々登場してくる。ダンサーはみな女性なので、どれが王子様でどれがお姫様やらさっぱり分からない。配られた日本語の説明書を見ても同様だ。レゴン・ダンスは、バリー舞踊の中で、最も女性の優雅さと輝きを表しているという。舞台の袖に車いすを移し、手の先・眼球の動きを堪能した。西施のひそみに倣うこともおもしろい。90度手首を曲げるダンサーのまねを何回もしたら、45度が、60度ぐらいになったようだ。眼球の動きもスムーズになり、流し目も得意になった気がする。

これでバロン、ケチャツク、レゴンと3種類のダンスを鑑賞できた訳だ。他の2種類のダンス（パリス、サンヒャン）は、次回の愉しみとしよう。サリ・ブミの陶器に盛られたペツパースターキヤロブスターのグリルで胃袋を満たしたのもよき思い出だ。それに、帰路での客室乗務員が、より広角に鮮明に見えたから不思議だ。

〈事務局レポート〉

第64回理事会（拡大）の報告

専務理事 市川 博

1、各ブロックからの報告

〔東北ブロック〕

イ、平成20年度の東北ブロック会議は山形県支部主催により9月5日・6日ホテルメトロポリタン山形県で開催した。

ロ、平成21年度のブロック会議は秋田県支部主催で平成21年9月19日に大潟村ホテルサンルールで開催の予定。

ハ、ピアサポート研修会は宮城県支部主催で10月に開催予定。

ニ、車いす障害者用駐車場に関しては「パーキングパーミット」方式も含めた活動を展開していく計画。

ホ、ゲートボール大会を5月・6月・7月に開催予定。

〔北越ブロック〕

イ、平成20年度の北越ブロック会議は新潟県支部主催で6月29日・30日にホテル糸魚川で開催した。

ロ、平成21年度のブロック会議は富山県支部主催で6月下旬〜7月上旬に開催する予定。

ハ、平成20年11月にピアマネジャー現任研修会を金沢市において開催した。

ニ、ピアサポート活動に関して、石川県支部ではピアサポート活動を実施しており、平成21年度は本格的に活動を行うっていく計画である。

ホ、経済的な不況のあり、北越ブロック内では「障害者の雇用の取り消し」の事態が5件（車関係）発生しており、深刻な問題と捉え、雇用促進の意味から香川県で行なっている《見守りシステム》の導入を考え検討している。

〔関東ブロック〕

イ、平成20年度の関東ブロック会議は栃木県支部主催で10月7日・8日にホテルニュー岡部で開催した。

ロ、平成21年度のブロック会議は茨城県支部主催で9月20日・21日に開催予定。

ハ、関東ブロックの次期の理事は千葉県支部の中内氏（千葉県支部財務部担当）が就任、副として秋本氏（千葉県支部副支部長）が就任する予定。

〔近畿東海ブロック〕

イ、平成20年度の近畿東海ブロック会議は10月4日に中部支部主催で甚目寺町総合福祉会館において開催した。

ロ、平成21年度のブロック会議は奈良県支部主催で開催の予定。

ハ、ピアマネジャー現任研修会を11月8日に開催した。

ニ、遺族年金に関する勉強会を3月14日に大阪で開催し、25名が参加した。

ホ、中部労災病院における「トレッドミル」（歩行訓練）を中止する方向が出されている。この中止に対しては、影響が大変大きいことから、厚生労働省に対して「トレッドミル」

の存続要望を本部として行う様、要望が出された。

ト、排便に関して、浣腸は資格保持者でない処置が行えない。また定期的であれば問題ないが、イザというケースもある。自己負担金を含めて『健康保険の利用』なのか、『介護保険の利用』なのか、との問題提起があった。

チ、《かんぼの宿》に関して、全脊連側としては、このような施設は障害当事者として、利用したい施設であり、一つでも多くの施設が利用できる状況を望んでいる、80施設から70施設に減少していることが現状、全脊連として存続の要望活動を行うべきである。との要望が出された。

#### 〔中・四国ブロック〕

イ、平成20年度の中四国ブロック会議は10月10日に香川県支部主催でホテルマリンパレスさぬきで開催した。

ロ、平成21年度は山口県支部主催で開催の予定。

ハ、中・四国ブロックでは、活発な活動を展開している支部が減少している現状がある。支部活動の活性化を

模索している。

#### 〔九州ブロック〕

イ、平成20年度の九州ブロック会議は11月13日・14日に熊本県支部主催で熊本テルサにおいて開催した。

ア、支部の活動報告。  
 ビ、10年後の支部の姿。  
 シ、支部毎の事務所の確保。  
 チ、支部毎の機関誌の発行。  
 ツ、平成21年度のブロック会議は沖縄県支部主催により開催の予定。

ハ、労災の家族介護・他人介護に関して、調整等について、他の制度との関係を整理した情報が欲しい、との要望が出された。

#### 2、本部からの報告

イ、脊髄損傷者によるピアマネジャー活動に関して

平成20年度(社)日本損害保険協会の助成により活動を行った報告。

ア、グループサポートを行なった支部  
 千葉県支部、埼玉県支部、大分県支部、福岡県支部

ビ、個別サポートを行なった支部  
 千葉県支部、大阪府支部

山形県支部、沖縄県支部  
 現任研修会を開催したブロック

東北ブロック、関東ブロック、北越ブロック、近畿東海ブロック、九州ブロック

ロ、障害者自立支援法に関して

障害者自立支援法に関しては、平成21年3月28日現在、厚生労働省の考案方は左記の通りで、国会においては、この法律案は閣議決定され、衆議院を通過する見通しである。

1) 利用者負担の見直しに関しては、応能負担が原則になる、障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減。

2) 障害者の範囲及び障害程度区分の見直しに関しては、発達障害が障害者自立支援法の対象になることを明確化。

3) 相談支援の充実に関しては、相談支援体制の強化・支給決定プロセスの見直し・サービス利用計画作成の対象者の大幅な拡大。

4) 障害児支援の強化に関しては、児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実・放課後型のデイサービス等の充実。

5) 地域における自立した生活のための支援の充実に関しては、グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設、重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設。

八、DVD制作について

独立行政法人福祉医療機構から536万円の助成を受けて平成20年5月スタートし、平成21年3月20日に3,000枚のDVDを作成した。

1) 委員は下記の通り(敬称略)

委員長 吉永勝訓  
委員 小滝みや子  
委員 玉垣努  
委員 辻一  
内部委員 妻屋大濱、  
千葉市川、  
赤城

2) DVDは(株)医療福祉総合研究所に依頼し作成した。

3) モデルの方々は下記の6名  
村上真一さん・田中恒一さん  
諸岡卓也さん・橋本三左子さん  
古川正利さん・酒井秀夫さん

4) DVDの配布先。

a、全脊連の各県支部に会員2名について1枚配布。(計1,555

枚)

b、全国の医療・リハビリ機関に583枚配布。

c、障害者団体に100枚配布。

d、出演当事者・スチール提供者・制作委員に39枚配布。

e、内部理事に23枚配布

在庫として約700枚。(本部で保管)(希望支部に郵送)

5) マスコミ関係に今回作成のDVDに関して、新聞への掲載依頼を行なっている。

### 3、公益社団への移行に関して

公益社団への移行に関しては、今回の理事会では、後述の資料提供を行ない。全脊連が公益法人へ移行申請する場合及び移行が認可された場合の問題点について検討を行なった。

今回の理事会では、全脊連の第一目標として《公益社団法人全国脊髄損傷者連合会》を目指した調査を行い、調査結果を情報提供の形で各県支部長に提示し、総会で判断を仰ぐ事とした。

尚、広島県総会で、方向を出していただけのよう、情報提供に努める事とした。

(問題点)

1) 全脊連の公益事業を行なっているか。  
2) 公益事業が不特定多数の利益の増進に寄与するものであるか。

3) 公益目的事業を行なう人材・設備が備わっているか。

4) 会計報告は、支部及び本部を含めた連結決算報告が必要である。

これに関する問題点は何か。

5) 認定申請書及び認定後の行政庁への報告は支部を含めての認定申請書であり、支部を含めた報告となる。これらに対する対応が可能かどうか。

収支が本部の経理に反映されていない場合には、本部と一体として経理しなおすか、別個の団体とする、等の対応が必要。

(今回の理事会での方向)

1) 会計報告について、連結決算の場合の支部から本部への会計報告の「雛形」を本部から提示する。提示された「雛形」にそって、各県支部が「提示した雛形」で対応可能かどうか判断していただく。



〔今後の本部における検討項目〕

〔今後の本部における調査項目〕

- 1) 社団法人格を取得している支部の位置づけはどうなるか。
- 2) NPO法人格を取得している支部の位置づけはどうなるか。
- 3) 本部への会費は年間3,600円。この金額のみの連結決算でいいのか。
- 4) 支部としては連結決算用の会計及び従来通りの支部の会計、の二つの会計をもつことになるのか。
- 5) 支部のメリットは何か。

#### 4、次期役員に関して

大阪総会に提示する次期役員の候補者に関して検討を行ない以下のような方向を出した。

- 九州ブロックについては織田福岡県支部長に“理事”あるいは“九州ブロック理事”として就任要請を行う。
- 新田副理事長については、相談役としてお願いする方向。
- A、ブロック理事の方々は下記の通り。
- 1) 東北ブロック：小森理事（留任）
  - 2) 関東ブロック中内氏（千葉支部）  
副に秋本氏（千葉支部）
  - 3) 北越ブロック土谷氏（富山支部）

#### 4) 近畿東海ブロック

松井理事（留任）

#### 5) 中・四国ブロック

珍行理事（留任）

#### 6) 九州ブロック

現在未定（沖縄県で確認中）

#### 7) 北海道ブロック広島氏（確認中）

#### B、本部関係

退任の方以外は留任

#### 退任者

1) 成瀬副理事長（体調不良のため）

2) 市川専務理事（高齢のため）

#### C、新任の候補者について。

1) 小島正志氏（映像工房ペリ所長・

川崎市障害者地域作業所連絡会代表・

#### 健常者）

2) 1名（男子：健常者）（交渉中）

3) 1名（男子：車いす障害者）（神奈川県支部会員）（交渉中）

#### 奈川支部支部会員）（交渉中）

次回理事会（第65回理事会）において、

役員候補者の決定を行なう予定。

定。

#### 5、第8回総会大阪大会について

第8回総会大阪大会については、（独

福祉医療機構からの助成の内定決定が平

成21年3月23日にあり、内定日から間も

ないことから、全国総会の内容を決めることが遅れている。

開催要項を早急に各県支部に届ける必要があるため、本部としては大阪府支部と連絡を取り、早急に対応する報告が行われた。

総会の日程及び開催場所等々は変更することなく予定通り、6月6日・7日・8日に全日空ゲートタワーホテル大阪で開催。

「国際シンポジウム」の開催に関しては、準備が間に合うのかどうか問題で、この点でも大阪府支部と連絡を取り、結論を早急に出す予定。

#### 6、第9回総会開催支部について

平成22年6月開催予定の第9回総会開催支部として、広島県支部では既に準備段階に入っている報告が以前より行われており、今回の理事会でも広島県支部の高森支部長をはじめ、役員の方々が準備をされている報告が行なわれ、第9回総会は広島県支部主催で開催していただく本部としても、全面協力を行なう方向を出した。

（以上）

## 組 織 部 報 告

### 新入会員

北海道支部 北海道支部 北海道支部 北海道支部  
 青森県支部 青森県支部 青森県支部 青森県支部  
 岩手県支部 岩手県支部 岩手県支部 岩手県支部  
 千葉県支部 千葉県支部 千葉県支部 千葉県支部  
 富山県支部 富山県支部 富山県支部 富山県支部  
 富山県支部 富山県支部 富山県支部 富山県支部  
 石川県支部 石川県支部 石川県支部 石川県支部  
 広島県支部 広島県支部 広島県支部 広島県支部

竹内美千代 山郷弘幸 山田憲史 田中大地 佐々木功地 高橋力 崎村洋 小倉順介 堀倉啓子 松田栄治 塗師丈一 西村外久雄 末長多香子

### 死亡退会者

秋田県支部 秋田県支部 秋田県支部 秋田県支部  
 埼玉県支部 埼玉県支部 埼玉県支部 埼玉県支部  
 石川県支部 石川県支部 石川県支部 石川県支部  
 和歌山県支部 和歌山県支部 和歌山県支部 和歌山県支部  
 佐賀県支部 佐賀県支部 佐賀県支部 佐賀県支部  
 宮崎県支部 宮崎県支部 宮崎県支部 宮崎県支部

木村欣一様 山崎繁蔵様 畠野正男様 葛城勝利様 小池正義様 渡辺福美様

謹んでお悔やみ申し上げます

## クリックしてみよう!

<インターネット版全国車いす宿泊ガイド>

サイトのリニューアルに合わせ、旅の投稿欄を設けました。こんなところに行った、あんなところに行ってきた。(海外も可) そのバリアフリー度・食事・景色は?

こんなに親切にされた等、良かったことやまたはがっかりしたことなど、お便りをどしどしお寄せください。(全脊連のホームページから入れます)

\*写真1~3枚、200字~500字位の文章があると、グッドです。ペンネームでも結構ですので、皆様奮ってご参加ください。

\*尚、多少編集させていただく場合もありますのでご了承ください。

< お便り待ってま〜す! >

## 編 集 後 記

全脊連は今年で創設50周年という大きな節目の年を迎えた。これまで医療、年金、バリアフリーなど多岐にわたる諸問題に取り組み一定の成果をあげてきた。

特に社団法人として認可を受けた以降の活動では、バリアフリー新法の成立、障害者自立支援法の見直し、障害者の差別禁止法の制定に向けた活動など、積極的に参画し全脊連としての意見が反映されている。

今後さらに全脊連の活動に期待されているところだが、一方では新公益法人への移行に関する問題、会員の減少、支部・本部執行部の世代交代の遅れなど深刻な問題も抱えており、大きな過渡期を迎えている。6月開催の第8回総会大阪大会では、全脊連活動報告として、先行してピアサポート活動に取り組んでいる沖縄、千葉、大阪支部からの発表が予定されている。

各県支部において、ピアサポート活動を大きな柱として取り組めば、諸問題が解消できるとは言わないまでも全脊連全体の活性化に繋がると信じている。損保協会助成による21年度のピアサポートモデル事業には、岩手、宮城、秋田、山形、福島、埼玉、千葉、神奈川、石川、大阪、福岡、大分、沖縄の13支部での実施が予定されているが、予定以外の支部も是非参加してもらいたい。

(千)

ワンポイント\*PR  
 メールマガ

ネットの「全国車いす宿泊ガイド」画面を開き「このサイトの使い方」欄にある「メールマガジン」を開いて登録してください。会員外のお友達にも声をかけて、ぜひ多くの皆様のご参加をお願いいたします!



Go to drive together.

人と車の未来が広がっていく。

快適なカーライフをお届けするために、ニッシン自動車グループは歩み続けます。



APDドライブ



オートスピーコンII



オートボックス



オートリフト



福祉車両総合メーカー 株式会社 ニッシン自動車工業 全国をトータルにサポートいたします。

本社  
〒345-1148  
埼玉県北埼玉郡大里町豊野台1-563-12  
Tel.0480-72-7221 Fax.0480-72-7223  
E-mail:jkc@nissin-epd.co.jp

愛知豊明工場  
〒470-1161  
愛知県豊明市栄町新立山1-756  
Tel.0562-97-1091 Fax.0562-97-1092  
E-mail:toyoko@nissin-epd.co.jp

NISSIN JIDOUSHA GROUP



E D (男性機能の低下)、  
相談できる病医院をご案内します。

[www.ed-info.net/82](http://www.ed-info.net/82)



(病院へ) 行こう 行こう

24 時間  
音声受付

**0120-150-150**

携帯サイト [www.ed-info.net/i/](http://www.ed-info.net/i/)

「ED関連資料」「ED相談できる医院・病院リスト」をご希望の方は上記ホームページまたはフリーダイヤルにてご請求いただくか官製ハガキにてお申し込みください。官製ハガキの場合は、郵便番号・住所・氏名(フリガナ)・生年月日、また病医院リストをご希望の方は希望地域(都道府県・市・区・郡)もお書きの上、次の住所まで。〒163-8691 新宿郵便局私書箱272号「ED82係」

ファイザー株式会社 〒151-8589 東京都渋谷区代々木3-22-7

昭和五十二年十二月三日第三種郵便物認可  
平成二十一年五月十五日発行 SSKP  
通巻第4128号  
毎月十八回一・二・三・五・六・七・の日発行

編集人  
発行人

東京都江戸川区南葛西5-13-6  
社 全国脊髄損傷者連合会  
東京都世田谷区砧6-26-21  
障害者団体定期刊行物協会

印刷・製本  
印刷

頒価五〇〇円